

行政文書の管理に関するガイドライン改正案（閣僚会議等の議事の記録関係） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<div data-bbox="129 312 1095 408" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第3 作成 (略) </div> <p>《留意事項》</p> <p><別表第1の業務に係る文書作成></p> <p>○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）別表においては、一連の業務プロセスに係る文書が同一の保存期間で保存されるよう、法第4条各号により作成が義務付けられている文書など、各行政機関に共通する業務等に関し、当該業務プロセスに係る文書を類型化（ガイドライン別表第1において具体例を記載）した上で、その保存期間基準を定めている。各行政機関においては、ガイドライン別表第1に、各行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた当該行政機関を通じた保存期間基準を加えて、規則の別表第1とするものとするとしており（16頁参照）、第3-2では、規則の別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌（併せて、文書管理者が作成する標準文書保存期間基準を参酌。当該業務の経緯に応じて、同表に列挙された行政文書の類型が当てはまらない場合もあり得ることから「参酌」としている。）して、文書を作成することを明確にしている。</p> <p>○ なお、審議会等や懇談会等については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、<u>開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容</u>を記載した <u>議事の記録</u> を作成する <u>ものとする。</u></p> <p><u><国務大臣を構成員とする会議又は省議における議事の記録の作成></u></p> <p>○ <u>国務大臣を構成員とする会議又は省議については、法第1条の目的の達成に資するた</u></p>	<div data-bbox="1126 312 2092 408" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第3 作成 (略) </div> <p>《留意事項》</p> <p><別表第1の業務に係る文書作成></p> <p>○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）別表においては、一連の業務プロセスに係る文書が同一の保存期間で保存されるよう、法第4条各号により作成が義務付けられている文書など、各行政機関に共通する業務等に関し、当該業務プロセスに係る文書を類型化（ガイドライン別表第1において具体例を記載）した上で、その保存期間基準を定めている。各行政機関においては、ガイドライン別表第1に、各行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた当該行政機関を通じた保存期間基準を加えて、規則の別表第1とするものとするとしており（16頁参照）、第3-2では、規則の別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌（併せて、文書管理者が作成する標準文書保存期間基準を参酌。当該業務の経緯に応じて、同表に列挙された行政文書の類型が当てはまらない場合もあり得ることから「参酌」としている。）して、文書を作成することを明確にしている。</p> <p>○ なお、審議会等や懇談会等 <u>の議事録</u> については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、<u>発言者名</u> を記載した <u>議事録</u> を作成する <u>必要がある。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

め、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする。

<歴史的緊急事態に対応する会議等における記録の作成の確保>

○ 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態（以下「歴史的緊急事態」という。）に政府全体として対応する会議その他の会合（第3及び第8の留意事項において「会議等」という。）については、将来の教訓として極めて重要であり、以下のとおり、会議等の性格に応じて記録を作成するものとする。

なお、個別の事態が歴史的緊急事態に該当するか否かについては、公文書管理を担当する大臣が閣議等の場で了解を得て判断する。

① 政策の決定又は了解を行う会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に政府全体として対応するため、政策の決定又は了解を行う会議等
(作成すべき記録)

開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を 記載 した 議事の記録、決定又は了解を記録した文書、配布資料 等

② 政策の決定又は了解を行わない会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に関する各行政機関の対応を円滑に行うため、政府全体として情報交換を行う会議等であり、政策の決定又は了解を行わないもの
(作成すべき記録)

活動期間、活動場所、チームの構成員、その時々々の活動の進捗状況や確認事項（共有された確認事項、確認事項に対して構成員等が具体的に採った対応等）を記載した文書、配布資料 等

○ なお、設置又は開催当初は政策の決定又は了解を行わない会議等であっても、その後、

<歴史的緊急事態に対応する会議等における記録の作成の確保>

○ 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態（以下「歴史的緊急事態」という。）に政府全体として対応する会議その他の会合（第3及び第8の留意事項において「会議等」という。）については、将来の教訓として極めて重要であり、以下のとおり、会議等の性格に応じて記録を作成するものとする。

なお、個別の事態が歴史的緊急事態に該当するか否かについては、公文書管理を担当する大臣が閣議等の場で了解を得て判断する。

① 政策の決定又は了解を行う会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に政府全体として対応するため、政策の決定又は了解を行う会議等
(作成すべき記録)

開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を 記録 した 議事概要 又は議事録、決定又は了解を記録した文書、配布資料 等

② 政策の決定又は了解を行わない会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に関する各行政機関の対応を円滑に行うため、政府全体として情報交換を行う会議等であり、政策の決定又は了解を行わないもの
(作成すべき記録)

活動期間、活動場所、チームの構成員、その時々々の活動の進捗状況や確認事項（共有された確認事項、確認事項に対して構成員等が具体的に採った対応等）を記載した文書、配布資料 等

○ なお、設置又は開催当初は政策の決定又は了解を行わない会議等であっても、その後、

政策の決定又は了解を行うこととなった場合には、上記①の記録を作成するものとする。

- このため、歴史的緊急事態に対応する行政機関においては、当該事態に対応する会議等について、事前にマニュアル等を整備又は改正し、作成すべき記録、事後作成の場合の方法・期限（原則3か月以内とし、3か月を超えても作成することが困難であることが想定される場合は、事後作成に支障を来さないようにするための措置を講ずることを明確にする。）、記録の作成の責任体制、記録の作成も含めた訓練等を行うことを明確化する等の措置を講ずる必要がある。なお、事後の点検等については、第8の留意事項を参照すること。

政策の決定又は了解を行うこととなった場合には、上記①の記録を作成するものとする。

- このため、歴史的緊急事態に対応する行政機関においては、当該事態に対応する会議等について、事前にマニュアル等を整備又は改正し、作成すべき記録、事後作成の場合の方法・期限（原則3か月以内とし、3か月を超えても作成することが困難であることが想定される場合は、事後作成に支障を来さないようにするための措置を講ずることを明確にする。）、記録の作成の責任体制、記録の作成も含めた訓練等を行うことを明確化する等の措置を講ずる必要がある。なお、事後の点検等については、第8の留意事項を参照すること。

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	30年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	30年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

		③立案の検討に関する 調査研究文書（一の 項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 			③立案の検討に関する 調査研究文書（一の 項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	(2)法律案 の審査	法律案の審査の過程が 記録された文書（一の 項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 		(2)法律案 の審査	法律案の審査の過程が 記録された文書（一の 項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録
	(3)他の行政機関 への協議	行政機関協議文書（一の 項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 		(3)他の行政機関 への協議	行政機関協議文書（一の 項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
	(4)閣議	閣議を求めるための決 裁文書及び閣議に提出 された文書（一の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 		(4)閣議	閣議を求めるための決 裁文書及び閣議に提出 された文書（一の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
	(5)国会審 議	国会審議文書（一の項 ヘ）		<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書 		(5)国会審 議	国会審議文書（一の項 ヘ）		<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書

		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本） 		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 		(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提 			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提

					<ul style="list-style-type: none"> ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 					<ul style="list-style-type: none"> ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本） 		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
4	内閣官房令、内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 		(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料

		の設定			・関係団体・関係者のヒアリング			の設定			・関係団体・関係者のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項子）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引				②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項子）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	30年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	30年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
			②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）		・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料				②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）		・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出そ	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）		・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表			(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出そ			・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表

		<p>他の重要な経緯</p> <p>②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）</p> <p>③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付資料 ・ 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。） ・ 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） 			<p>他の重要な経緯</p> <p>②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）</p> <p>③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付資料 ・ 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。） ・ 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）
	<p>(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯</p>	<p>①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）</p> <p>②閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）</p> <p>③答弁が記録された文書（四の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制局提出資料 ・ 審査録 ・ 答弁案 ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料 ・ 答弁書 		<p>(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯</p>	<p>①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）</p> <p>②閣議を求めための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）</p> <p>③答弁が記録された文書（四の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制局提出資料 ・ 審査録 ・ 答弁案 ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料 ・ 答弁書
	<p>(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議</p>	<p>①立案基礎文書（五の項イ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決 		<p>(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議</p>	<p>①立案基礎文書（五の項イ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決

		に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		定		に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		定	
			③立案の検討に関する調査研究文書(五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			③立案の検討に関する調査研究文書(五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
			④行政機関協議文書(五の項ロ)		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ			④行政機関協議文書(五の項ロ)		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ	
			⑤閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書(五の項ハ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答			⑤閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書(五の項ハ)		・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
6	関係行	関係行政	①会議の決定又は了解	10年	・基本方針	6	関係行	関係行政	①会議の決定又は了解	10年	・基本方針

	政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	に係る案の立案基礎文書（六の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 		政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	に係る案の立案基礎文書（六の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 	
			②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 				②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 	
			③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 				③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 	
			④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ） <u>及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・<u>議事の記録</u> 				④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ） <u>（新設）</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・<u>（新設）</u> 	
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・決定・了解文書 				⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・決定・了解文書 	
7	省議（これに準ずるものも）	省議の決定又は了解に関する	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際 		7	省議（これに準ずるものも）	省議の決定又は了解に関する	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際

	のを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	る立案の検討その他の重要な経緯	②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書(七の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 		のを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	る立案の検討その他の重要な経緯	②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書(七の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 	
			③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ) <u>及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・<u>議事の記録</u> 				③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ) <u>(新設)</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・<u>(新設)</u> 	
			④省議の決定又は了解の内容が記録された文書(七の項ハ)		<ul style="list-style-type: none"> ・決定・了解文書 				④省議の決定又は了解の内容が記録された文書(七の項ハ)		<ul style="list-style-type: none"> ・決定・了解文書 	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その	①申合せに係る案の立案基礎文書(八の項イ)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 		8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その	①申合せに係る案の立案基礎文書(八の項イ)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示
			②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書(八の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者 					②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書(八の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者

		他の重要な経緯	③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書(八の項イ)		のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		他の重要な経緯	③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書(八の項イ)		のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ)		・開催経緯 ・ 議事の記録 ・配付資料			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ)		・開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・配付資料
			⑤申合せの内容が記録された文書(八の項ハ)		・申合せ			⑤申合せの内容が記録された文書(八の項ハ)		・申合せ
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書(九の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書(九の項イ)
			②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ 議事の記録					②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)
										・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・ 議事概要・議事録

					<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング 			③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準案 			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準案
			⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知 			⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 			①立案基礎文書（九の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録

					<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	
			③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング 	
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準案 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準案 	
			⑤基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知 	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号の審査基準、	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	
			②立案の検討に関する		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民 	

		同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	調査研究文書（十の項） ③意見公募手続文書（十の項） ④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項） ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・標準処理期間案			同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	調査研究文書（十の項） ③意見公募手続文書（十の項） ④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項） ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・標準処理期間案			(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・審査案 ・理由	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・審査案 ・理由
--	--	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---	--	--	------------------------	--	-------------------------	-------------	------------------------	--	-------------------------	-------------

		「許認可等」という。)に関する重要な経緯							
	(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	5年	・処分案 ・理由		(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	5年	・処分案 ・理由
	(4)補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭	①交付の要件に関する文書(十三の項イ)	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準		(4)補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭	①交付の要件に関する文書(十三の項イ)	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準
		②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)		・審査案 ・理由			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)		・審査案 ・理由
		③補助事業等実績報告		・実績報告書			③補助事業等実績報告		・実績報告書

		和 30 年 法律第 179 号) 第 2 条 第 1 項 の補助 金等を いう。以 下同 じ。)の 交付に 関する 重要な 経緯	書 (十三の項ハ)					和 30 年 法律第 179 号) 第 2 条 第 1 項 の補助 金等を いう。以 下同 じ。)の 交付に 関する 重要な 経緯	書 (十三の項ハ)				
	(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①不服申立書又は口頭 による不服申立てに おける陳述の内容を 録取した文書 (十四 の項イ)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	・ 不服申立書 ・ 録取書		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①不服申立書又は口頭 による不服申立てに おける陳述の内容を 録取した文書 (十四 の項イ)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	・ 不服申立書 ・ 録取書				
	②審議会等文書 (十四 の項ロ)	・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見			②審議会等文書 (十四 の項ロ)	・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見							
	③裁決、決定その他の 処分をするための決 裁文書その他当該処 分に至る過程が記録 された文書 (十四の	・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書			③裁決、決定その他の 処分をするための決 裁文書その他当該処 分に至る過程が記録 された文書 (十四の	・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書							

			項ハ) ④裁決書又は決定書 (十四の項ニ)		・裁決・決定書		項ハ) ④裁決書又は決定書 (十四の項ニ)		・裁決・決定書	
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ニの行政指導指針及び同法	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

	第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	③意見公募手続文書 (十の項)		・ 審査基準案・処分 基準案・行政指導 指針案	第6条 の標準 的な期 間に関 する立 案の検 討その 他の重 要な経 緯	③意見公募手続文書 (十の項)		・ 審査基準案・処分 基準案・行政指導 指針案
		④行政手続法第2条第 8号口の審査基準、 同号ハの処分基準及 び同号ニの行政指導 指針を定めるための 決裁文書(十の項)		・ 審査基準案・処分 基準案・行政指導 指針案		④行政手続法第2条第 8号口の審査基準、 同号ハの処分基準及 び同号ニの行政指導 指針を定めるための 決裁文書(十の項)		・ 審査基準案・処分 基準案・行政指導 指針案
		⑤行政手続法第6条の 標準的な期間を定め るための決裁文書 (十の項)		・ 標準処理期間案		⑤行政手続法第6条の 標準的な期間を定め るための決裁文書 (十の項)		・ 標準処理期間案
(2)許認可 等に関 する重 要な経 緯	許認可等をするための 決裁文書その他許認可 等に至る過程が記録さ れた文書(十一の項)	許認可等の 効力が消滅 する日に係 る特定日以 後5年	・ 審査案 ・ 理由	(2)許認可 等に関 する重 要な経 緯	許認可等をするための 決裁文書その他許認可 等に至る過程が記録さ れた文書(十一の項)	許認可等の 効力が消滅 する日に係 る特定日以 後5年	・ 審査案 ・ 理由	
(3)不利益 処分に 関する 重要な 経緯	不利益処分をするため の決裁文書その他当該 処分に至る過程が記録 された文書(十二の項)	5年	・ 処分案 ・ 理由	(3)不利益 処分に 関する 重要な 経緯	不利益処分をするため の決裁文書その他当該 処分に至る過程が記録 された文書(十二の項)	5年	・ 処分案 ・ 理由	

		(4)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書(十三の項イ)	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準		(4)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書(十三の項イ)	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準	
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)		・審査案 ・理由			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)		・審査案 ・理由	
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	③補助事業等実績報告書(十三の項ハ)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・実績報告書		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	③補助事業等実績報告書(十三の項ハ)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・実績報告書	
			①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)		・不服申立書 ・録取書			①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)		・不服申立書 ・録取書	
			②審議会等文書(十四の項ロ)		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見			②審議会等文書(十四の項ロ)		・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見	
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)		・弁明書 ・反論書 ・意見書			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)		・弁明書 ・反論書 ・意見書	
			④裁決書又は決定書(十四の項ニ)		・裁決・決定書			④裁決書又は決定書(十四の項ニ)		・裁決・決定書	

		(6)国又は行政機関を當事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書
		(6)国又は行政機関を當事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書
職員の人事に関する事項					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ） ②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ③意見公募手続文書	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ） ②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ③意見公募手続文書	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案

			(二十の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 		(二十の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 		
			④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		・告示案		④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		・告示案		
			⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)		・官報の写し		⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)		・官報の写し		
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 		①立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 		
			②制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		<ul style="list-style-type: none"> ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案 		②制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		<ul style="list-style-type: none"> ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案 		
17	独立行政法人等に関する事	(1)独立行政法人通則法(平成	①立案の検討に関する調査研究文書(二十四の項イ)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者 	17	独立行政法人等に関する事	(1)独立行政法人通則法(平成	①立案の検討に関する調査研究文書(二十四の項イ)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者

項	11 年法律第 103 号) その他 の法律の規定による 中期目標の制定又は 変更に関する 立案の検討その他 の重要な経緯	②評価委員会に検討の ための資料として提出 された文書、評価委員 会における議事が記録 された文書及び評価委 員会の決定又は了解に 至る過程が記録された 文書(二十四の項口)	5 年	のヒアリング ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見	項	11 年法律第 103 号) その他 の法律の規定による 中期目標の制定又は 変更に関する 立案の検討その他 の重要な経緯	②評価委員会に検討の ための資料として提出 された文書、評価委員 会における議事が記録 された文書及び評価委 員会の決定又は了解に 至る過程が記録された 文書(二十四の項口)	5 年	のヒアリング ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・意見
		③制定又は変更のため の決裁文書(二十四の 項ハ)		・中期目標案			③制定又は変更のため の決裁文書(二十四の 項ハ)		・中期目標案
		④中期計画、事業報告 書その他の中期目標の 達成に関し法律の規定 に基づき独立行政法人 等により提出され、又 は公表された文書(二 十四の項ニ)		・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書			④中期計画、事業報告 書その他の中期目標の 達成に関し法律の規定 に基づき独立行政法人 等により提出され、又 は公表された文書(二 十四の項ニ)		・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書
項	(2)独立行政法人 通則法その他の法律 の規定による	①指導監督をするため の決裁文書その他指導 監督に至る過程が記録 された文書(二十五の 項イ)	5 年	・報告 ・検査	項	(2)独立行政法人 通則法その他の法律 の規定による	①指導監督をするため の決裁文書その他指導 監督に至る過程が記録 された文書(二十五の 項イ)	5 年	・報告 ・検査
		②違法行為等の是正の ため必要な措置その		・是正措置の要求 ・是正措置			②違法行為等の是正の ため必要な措置その		・是正措置の要求 ・是正措置

		報告及び検査 その他の指導監督に関する重要な経緯	他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項口)				報告及び検査 その他の指導監督に関する重要な経緯	他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項口)		
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ) ②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書(二十六の項イ) ③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ) ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する	10年	・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言		行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ) ②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書(二十六の項イ) ③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ) ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する	10年	・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
					・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング					・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
					・基本計画案 ・通知					・基本計画案 ・通知
					・事後評価の実施計画案 ・通知					・事後評価の実施計画案 ・通知

		実施に関する重要な経緯	<p>文書(二十六の項イ)</p> <p>⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(19の項に掲げるものを除く。)(二十六の項ロ)</p> <p>⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・評価書 ・評価書要旨 			実施に関する重要な経緯	<p>文書(二十六の項イ)</p> <p>⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(19の項に掲げるものを除く。)(二十六の項ロ)</p> <p>⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・評価書 ・評価書要旨 					実施に関する重要な経緯	<p>文書(二十六の項イ)</p> <p>⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(19の項に掲げるものを除く。)(二十六の項ロ)</p> <p>⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・評価書 ・評価書要旨 						
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調	<p>①立案基礎文書(二十七の項イ)</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)</p>	<p>事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 			19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調	<p>①立案基礎文書(二十七の項イ)</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)</p>	<p>事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 			直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調	<p>①立案基礎文書(二十七の項イ)</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 			<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 			<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録

<p>整及び事業の施工 その他の重要な経緯</p>	<p>③立案の検討に関する調査研究文書（二十七の項イ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 	<p>整及び事業の施工 その他の重要な経緯</p>	<p>③立案の検討に関する調査研究文書（二十七の項イ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書
	<p>④政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項へ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 ・評価書要旨 		<p>④政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項へ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 ・評価書要旨
	<p>⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項ロ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整経緯 		<p>⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項ロ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整経緯
	<p>⑥事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施案 		<p>⑥事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施案
	<p>⑦事業の経費積算が記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経費積算 		<p>⑦事業の経費積算が記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経費積算

			録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項二）		<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 			録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項二）		<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果
			⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 			⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書
			⑨政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項ヘ）		<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 ・評価書要旨 			⑨政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項ヘ）		<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 ・評価書要旨
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 	21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 			(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言